

# 市・県民税の申告受付

■臨時受付会場(7ページの日程表を必ず確認してください)

1月27日(火)~2月12日(木)

午前9時~11時30分  
午後1時~4時

■市役所課税課(本庁舎1階)

2月16日(月)~3月16日(月)

午前8時30分~11時30分  
午後1時~4時

※土・日曜日、祝日を除きますが、2月22日(日)、3月1日(日)は受け付けます。

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早めに済ませてください。前年度市・県民税の申告をした方に、申告書の郵送を予定しています。申告書は、課税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口へ提出してください。

☎ 課税課(☎826-1111 内線2232)

## I 申告の必要な方

■平成27年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成26年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方、または提出予定の方
- 収入が年末調整した給与のみの方で、その給与支払報告書を勤務先が市役所へ提出している方
- 市内に住んでいる方の税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が年間152万円以下の方
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和25年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が年間102万円以下の方

※平成26年中に所得のなかった方、失業保険、遺族年金、障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給資格審査の基礎資料になりますので申告してください。

※平成26年中に亡くなった方の市・県民税の申告は必要ありませんが、税務署で「準確定申告」を行う必要がある場合があります。なお、「準確定申告」は市で受け付けをしていません。

※また、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告は必要ありませんが、医療費控除などの各種控除を市・県民税に反映させるためには市・県民税の申告が必要となります。

## II 申告に必要なもの

対 象	必 要 書 類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票または事業主の支払証明書など
事業所得者・不動産所得者	収支内訳書(あらかじめ作成をお願いします)
医療費控除のある方	領収書(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書(「医療費のお知らせ」などでは代用できません。領収書を個人ごとに集計しておいてください)
社会保険料控除のある方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書(口座振替・年金特徴されている家族分は使用できません)
生命・地震保険料控除のある方	保険会社から発行された控除証明書(地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます)
寄附金税額控除のある方	都道府県、市区町村、共同募金会、日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市区町村長などが発行する障害者に準ずる者などの認定書

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類が不足しているときは、申告を受けられませんのでご注意ください。

## Ⅲ 申告に際してのお願い

①申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成、収支内訳書や医療費明細書の計算などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。

※事業(営業、農業)所得・不動産所得を申告する方は、収支内訳書を必ず記入しておいてください。

②源泉徴収票などの添付書類は、申告書には貼り付けず、別紙に貼り付けてください。

## Ⅳ 申告に際してのお知らせ

### ■市・県民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

所得税から住宅ローン控除を控除しきれなかった場合、その控除しきれなかった額を市・県民税からも控除します。

**対象者**／上記の控除を受けようとし、次のいずれかに該当する方

- ①平成11年から18年までに入居した方
- ②平成21年から25年までに入居した方
- ③平成26年1月から3月までに入居した方
- ④平成26年4月から平成29年12月までに入居し、住宅取得にかかる消費税率が8%の方(ただし、消費税率5%の方は、③に同じ)

※平成19年、20年に入居した方は、所得税のみの控除となります。

**手続方法**／所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年は、確定申告をしてください。2年目以降は、年末調整での住宅ローン控除の手続きが可能となります。給与所得以外の所得がある方は、2年目以降も確定申告をしてください。

※住宅ローン控除の確定申告を市の申告相談会場で相談することはできません。

居住年	①②平成25年12月まで	③平成26年1月から3月まで	④平成26年4月から平成29年12月まで
控除限度額	所得税の課税所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税所得金額等の7% (最高13.65万円)

## Ⅴ 市・県民税の臨時受付日程表

### ■今年から、新治地区の申告は、新治地区公民館で受け付けます

受付日	受付会場	対象地域
1月27日(火)	新治地区公民館	藤沢、藤沢新田
1月28日(水)	新治地区公民館	大畑、小野、上坂田、下坂田
1月29日(木)	新治地区公民館	永井、本郷、大志戸、田土部
1月30日(金)	新治地区公民館	沢辺、高岡、田宮、東城寺、小高
2月2日(月)	神立地区コミュニティセンター	神立町、北神立町、中神立町、神立中央、神立東、菅谷町、白鳥町、おおつ野
2月3日(火)	二中地区公民館	真鍋、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余東台、木田余西台、木田余、手野町、田村町、沖宿町
2月4日(水)	都和公民館	中都町、笠師町、小山崎、今泉、栗野町、中貫、東中貫町、常名
2月5日(木)	都和公民館	都和、並木、西並木町、東並木町、東都和、板谷
2月6日(金)	六中地区公民館	烏山、小岩田西、小岩田東、右粉、摩利山新田、大岩田、小岩田
2月9日(月)	三中地区公民館	荒川本郷、荒川沖西、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖、荒川沖東、沖新田
2月10日(火)	三中地区公民館	中、中村東、中村西根、西根南
2月12日(木)	三中地区公民館	乙戸、小山田、乙戸南、中村南、西根西、卸町

受付日に都合の悪い方は、対象地域以外の会場でも申告できます。

土地、建物、株式、先物取引などの譲渡所得のあった方、住宅ローン控除により所得税の還付を受けようとする方、雑損控除を受けようとする方、準確定申告をする方、過年度分の確定申告をする方は、市役所では受け付けできませんので、土浦税務署での申告をお願いします。

☎ 土浦税務署 ☎822-1100 自動音声案内